

四国学院大学文化学会論文集投稿及び審査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四国学院大学文化学会会則第3条第1号に定める論文集への投稿、審査及び掲載について必要な事項を定める。

(投稿資格)

第2条 正会員、名誉会員及び準会員は、本会が発行する論文集に論文その他の原稿を投稿することができる。

2 正会員及び名誉会員の投稿については、次条及び第4条に定める準会員に係る推薦及び審査の手續を要しない。

(準会員の投稿)

第3条 準会員が論文その他の原稿を投稿しようとするときは、正会員1名の推薦を受けなければならない。

(準会員の投稿原稿の審査)

第4条 準会員から投稿された原稿については、掲載の可否を決定するため審査を行う。

2 審査は、役員会又は役員会から委任を受けた出版主事が選任する2名以上の審査者によって行う。

3 審査者の氏名は、投稿者に開示しないことを原則とする。

4 審査者は、原稿の学術的水準、本会の目的との適合性その他掲載の適否を判断するために必要な事項について審査する。

5 投稿者と直接の利害関係その他審査の公正を害するおそれのある関係を有する者は、審査者とししない。

(掲載の決定)

第5条 投稿された原稿の掲載の可否は、本会が定める手續により決定する。

2 準会員から投稿された原稿については、前条の審査結果を踏まえて掲載の可否を決定する。

3 必要がある場合は、投稿者に対し、修正のうえ再審査又は再提出を求めることができる。

(投稿及び審査に関する連絡)

第6条 投稿、審査及び掲載に関する連絡は、原則として本会事務局又は出版主事を通じて行う。

2 準会員の投稿者は、審査者に対して審査内容、審査結果その他審査に関する事項について直接連絡してはならない。

(審査料及び掲載料)

第7条 準会員は、投稿に際し、別に定める審査料を負担する。

- 2 掲載が決定した場合、準会員は、別に定める掲載料を負担する。
- 3 審査料及び掲載料の額並びに納付方法は、役員会が定める。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項及びこの規程の運用に必要な事項は、役員会が定める。

附則

1. この規程は、2026年9月9日から施行する。
2. この規程は、施行日以後に受理する投稿について適用する。